平成２８年９月２日

大阪府市港湾局の設置に伴う職員の給与・勤務条件について（提案）

１　提案理由

　　　大阪湾諸港の港湾管理については、国際競争力の強化や利用者ニーズに合ったより使いやすい港への改革、海岸防災の強化等に対応するため、港湾管理の一元化を目指すこととしている。

　　そのため、大阪府・大阪市がそれぞれ管理している港湾及び海岸を一体的に管理・運営する組織として、大阪府と大阪市が共同で港湾局（以下、「大阪府市港湾局」という。）を設置する予定である。

大阪府市港湾局に勤務する職員（行政職、土木職、土木建設員等）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７の規定に基づき制定される共同設置に関する規約により大阪市の職員の身分を併せ持つこととなり、同法第252条の９の規定により大阪市が幹事団体となるため、給与・勤務条件について以下のとおり提案する。

２　提案内容

（給与＜退職手当を除く＞）

職員の給与は、大阪府の職員の給与に関する条例（昭和41年大阪府条例第35号）等の規定に基づき支給される額を、大阪市から支給する。

（勤務時間、休日、休暇等）

　　職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、大阪市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成３年大阪市条例第43号）等を適用する。

（分限及び懲戒の処分）

職員の分限及び懲戒の処分については、府市協議の上、大阪市の規定に基づき大阪市で実施する。

（労働安全衛生）

職員の健康管理事業等は、大阪市の関係規定に基づき、大阪市において実施する。

（旅費）

大阪市の職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）等に基づき、大阪市から支給する。

（福利厚生事業）

職員の福利厚生事業は、大阪市の関係規定に基づき、大阪市において実施する。

３　実施時期

　　　平成３０年４月１日（大阪府市港湾局の設置の日）

４　協議期限

　　　平成２８年９月２６日